

## 『法律時報』掲載の 末川民事法研究会「民事判例研究」3本の 論考につきまして

2019年8月14日付で、日本評論社『法律時報』編集部により、以下3本の論考につき他の論考の盗用と認められる記述があることが判明した旨公表されました。

- ①西内祐介「【民事判例研究】無権利者を委託者とする物の販売委託契約が締結された場合における当該物の所有者の追認の効果」法律時報86巻5号（2014年）159頁
- ②同「【民事判例研究】債務整理を受任した弁護士の委任契約上の説明義務」法律時報87巻8号（2015年）118頁
- ③同「【民事判例研究】投資信託の解約金支払債務に係る債権を受働債権とする再生債権者の相殺の可否」法律時報88巻3号（2016年）121頁

当研究会代表・幹事会においても、上記論文を調査しました結果、他の論考の無断転載であることが認められる箇所を確認いたしました。

当研究会は、日本評論社『法律時報』において、2017年3月号まで、末川民事法研究会名義の「民事判例研究」として、当研究会会員が執筆した判例研究を掲載する機会を頂いてまいりました。こうしたことから、掲載していただく判例研究の水準を担保するためもあって、「民事判例研究」への原稿執筆・掲載を希望する会員には、当研究会での事前の報告を経ることを事実上の執筆・掲載要件とし、会員による質疑応答や検討等の議論に付する体制をとってまいりました。それにもかかわらず、このような事態が生じ、被転載論文の執筆者に対して多大のご迷惑をおかけしてしまいました。そして、今回の事態は、日本評論社から長年寄せていただきました信頼を裏切ることとなったものであると認識し、深く受け止めております。心より伏してお詫びを申し上げます。

今回の事態を受けて、当研究会として改めて認識すべきことは、研究会会員相互の、互いのプライオリティを尊重するという信頼感です。信頼感があって初めて、忌憚のない、真剣な議論を交わす場が出来るものと考えます。今回の事態は、このような信頼関係に支えられた場を破壊するものであります。この点は、当研究会の会員が教訓としなければならないと考えます。

今後は二度とこのような事態が生じないよう、細心の注意をはらうとともに、当研究会において研究倫理に関して議論・検討する機会を数多く設け、当研究会会員に対して研究者としての適正なルールに従った論文執筆を喚起させる所存です。

このたびは多大なるご迷惑をお掛けしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

2019年9月27日 (金)

末川民事法研究会